屋久島高等学校　いじめ防止基本方針

令　和　４　年　４月

鹿児島県立　屋久島高等学校

1　基本的な考え方

本校は，島内唯一の県立の高等学校である。町の教育委員会をはじめ，地域・家庭と連携しながら様々な教育活動を行っている。そのため島民の方々の信頼と期待も大きい。

いじめについては，平素より教師集団が，個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし，生徒の微妙な変化に対応している。そして，教職員が生徒とともに，いじめを抑止し人権を守る土壌を育み，いじめを許さない学校づくりを推進しなければならない。

2　いじめに対する基本認識

「いじめとは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に存籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの判断・認知等については，上記の定義を基本的な考え方ととらえ，形式的にすることなく，いじめられた生徒の立場に立って行う。いじめの様態は以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめ問題は初期対応が非常に重要であり，「いじめかも」と思ったら（早期発見），しっかりと受け止めて速やかに対応する（早期対応）ことが大切である。

3　未然防止について

生徒がいじめの定義や問題の難しさについて学習することが大切であり，内容としては，いじめの定義に関する学習や個性に着目する学習，自分たちでいじめ防止ができるための考えを育むなど学習する機会を充実させなければならない。

また，教科でも情報モラルに関する指導を行い，インターネット上のいじめ等への対策に努めなければならない。これらは未然防止はもちろんのこと，早期発見対応を可能にする上でもきわめて重要である。

4　早期発見について

いじめは，大人の目の届きにくいところでの発生が多い。全教職員が連携・協力し，その実態把握に努めなければならない。また，生徒が気軽に話や相談をでき本音を出せる機会の充実と空間の整備に心がけなければならない。

早期発見への本校の取組

・教育相談の実施（年３回）
・アンケートの実施（毎月）
・職員研修の実施
・学年会，生徒指導係会，学校適応委員会での情報共有
・ＳＣとの面談（保護者も含む）

５　いじめ解消の目安

単に謝罪をもって安易に解消することはできず，文科省の基本方針の改定では，解消の目安は以下の条件を満たさなければならない。

・いじめに関わる行為が止んでいる期間が少なくとも３ヶ月続いていること。
・被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。（本人及び保護者に確認）

また，いじめを行った生徒も定期的に面談を行い，解消の状態に至っても日常的に注意深く観察することが必要である。

６　重大事態発生時の対応

いじめから重大事態へ発生した場合は，重大事態発生時の危機管理マニュアルに沿って対応を行う。

７　いじめ防止対策委員会の設置

教職員がいじめを発見し，または相談を受けた場合は，一部の教職員で解決するのではなく，組織で対応しなければならない。

いじめ防止対策委員会のメンバーは以下の職員とする。

生徒指導主任・教頭・教育相談担当教諭・養護教諭・教務主任・１学年主任・２学年主任・３学年主任・特別支援室・関係職員（当該クラス担任等）

※関係職員は必要に応じて招集

最後に，いじめは一人の教職員で解決するのではなく，学校全体で組織として解決にむけて努力しなければならない。そのためには，教職員間での連携・情報共有は必要不可欠である。いじめを根絶するためには，「いじめは絶対に許されない」，「いじめは卑怯な行為である」，「いじめは，どの生徒にもどの学校でも起こりうる」という認識をしっかりと持つことが大切である。

参考資料：令和３年度　鹿児島県前期・後期地区別高等学校生徒指導連絡協議会資料
鹿児島県いじめ再調査に係る再発防止策等の提言
「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」の取組について